



ベトナム ヴ・ヴァン・ニン財務大臣の
表敬訪問を受ける山本大臣
(1月31日)



足利銀行の受皿選定に関するWGに
おいて挨拶する山本大臣
(2月8日)

目次

【トピックス】

- 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について…………… 2
- 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について…………… 4
- 金融行政アドバイザー連絡会議の開催について…………… 4
- 平成18年9月期における不良債権の状況(ポイント)について…………… 5
- 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正について…………… 6
- IOSCO国際コンファレンスの東京開催について…………… 7
- 18年11月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について…………… 7
- 第123回自動車損害賠償責任保険審議会について…………… 13
- 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループについて…………… 17
- 多重債務者対策本部有識者会議について…………… 17

【金融ここが聞きたい!】

- マネロン防止関係…………… 18
- 日興コーディアル関係…………… 18
- G7関係…………… 19
- 足利銀行受皿関係…………… 19
- 三菱東京UFJ銀行関係…………… 20

【お知らせ】

- 金融庁ホームページにおける「株券電子化」に関する掲載について…………… 21
- 「未公開株購入の勧誘」(政府広報オンライン・映像コーナー)について…………… 21
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 21

- 【1月の主な報道発表等】…………… 22

【トピックス】

「金融サービス利用者相談室」における相談等の 受付状況等に関する公表について

概要

相談室に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成 18 年 10 月 1 日から 12 月 31 日における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

- ① 平成 18 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に、12,857 件の相談等（詳細については、[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について（平成 19 年 1 月 31 日公表）別紙 1](#)をご参照ください。）が寄せられています。一日当たりの受付件数は平均 211 件となっており、平成 18 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間の実績（214 件）と概ね同水準となっています。
- ② 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが 2,898 件(23%)、保険商品等に関するものが 4,791 件 (37%)、投資商品等に関するものが 2,658 件 (21%)、貸金等に関するものが 2,161 件 (17%)、金融行政一般・その他が 349 件 (3%) となっています。
- ③ 分野別の特徴等としては、
 - イ 預金・融資等に関するもののうち、融資業務については、融資の実行・返済についての相談等が、預金業務については、本人確認手続など預入れ時の態勢についての相談等が、その他業務では、為替、両替についての相談等が寄せられています。
 - ロ 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ハ 投資商品等については、証券会社に関するもの、未公開株関係に関するもの、企業内容等の開示に関するものについての相談等が寄せられています。
 - ニ 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、不適正な行為に関するもの、個別取引・契約の結果に関するものについての相談等が寄せられています。
- ④ なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、当該金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング、報告徴求、行政処分等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。
 - イ 預金取扱金融機関によるリスク商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの、
 - ロ 預金取扱金融機関が借り手に対する優越的な地位を利用して行った金融商品の販売に関するもの、
 - ハ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの、
 - ニ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの、
 - ホ 損害保険会社の不払い等（付随的な保険金の支払漏れ、第三分野商品に係る保険金の不払い、火災保険の保険料過徴収）に関するもの、
 - ヘ 保険募集人等の不適正な行為（不告知の教唆、保険料の立替、無断作成契約、名義借り等）に関するもの、
 - ト 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不開示等）に関するもの、
- ⑤ 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しております。今回、新たに追加する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」は、以下のとおりです。

□預金・融資等

(a) 期間延長特約付(満期繰上特約付)定期預金の販売に関する相談等

【利用者からの相談事例等】

- ・ 期間延長特約付(満期繰上特約付)定期預金の金利が高く、預け入れを検討しているが、注意点を教えてほしい。

【相談室からのアドバイス等】

- ・ 期間延長特約付(満期繰上特約付)定期預金への預け入れに当たっては、以下の点を参考にしながら金融機関より十分説明を受けた上で検討することをお勧めします。
- ・ 原則として中途解約はできない取扱いとされています。仮に解約が可能であっても、解約に伴う費用を求められ、元本割れする場合があります。
- ・ 満期日を決めるのは金融機関になります。(例えば、原則3年を満期としながら、金融機関側が市場の動向等を基に満期日を5年に延長するかどうか決定します)。満期日が延長されても、原則として中途解約ができないため、ご自身の資金計画等に不都合が生じないか予め確認しておくことが重要です。

* 原則5年を満期としながら、満期を3年に繰上げる場合には、満期繰上特約付定期預金との名称になっているようですが、満期日を金融機関側が指定するという意味では、商品の設計に違いはありません。

(b) 円定期預金とセットでの投資信託販売に関する相談等

【利用者からの相談事例等】

- ・ **金利優遇キャンペーン実施中の円定期預金への預け入れを検討しているが、投資信託の購入が条件となっている。注意点を教えてほしい。**

【相談室からのアドバイス等】

- ・ 預金の預け入れや条件になっている投資信託の購入に当たっては、以下の点を参考にしながら金融機関より十分説明を受けた上で検討することをお勧めします。
- ・ 通常、金利優遇が適用される期間は制限されています。一般に、数ヶ月程度の場合が多いようなので、実際に受け取る利息がどの程度になるか予め把握することが重要です。
- ・ 投資信託は預金とは異なり元本が保証されておらず、投資対象(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、その他)によって価格変動リスク、為替リスク、信用リスク等が生じるので、リスクの内容を十分に理解した上で、当該リスクの程度を許容できるかどうか判断することが重要です。
また、通常、販売手数料(場合によっては、かからないものもあります。)、信託報酬、解約に伴う手数料など、諸費用がかかります。

(c) 外貨定期預金に関する相談等

【利用者からの相談事例等】

- ・ **外貨定期預金への預け入れを検討しているが、注意点を教えてほしい。**

【相談室からのアドバイス等】

- ・ 外貨定期預金への預け入れに当たっては、以下の点を参考にしながら金融機関より十分説明を受けた上で検討することをお勧めします。
- ・ 通常、預金預入時の適用相場よりも預金引き出し時の適用相場が円高になると、為替差損が発生します。
- ・ 通常、円から外貨での預け入れ・外貨から円での引き出しに伴い為替手数料がかかります。
- ・ 一般に、中途解約を行った場合、当初の金利は適用されない場合が多いようです。
- ・ なお、金利優遇キャンペーン実施中の場合、通常、優遇金利が適用される期間は、制限されているので、実際に受け取る利息がどの程度になるか予め把握することが重要です。

* 外貨預金は、預金保険の対象外であり、その点も留意する必要があります。

○ その他、当庁のホームページ([「一般のみなさんへ」](#))では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について](#)(平成19年1月31日)または、[「金融サービス利用者相談室皆様の「声」をお寄せください!」](#)にアクセスしてください。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成 15 年 9 月 12 日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドライン（現監督指針）を改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成 15 年 9 月以降、昨年 12 月 31 日までに、金融庁及び全国の財務局等において、13,542 件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、昨年 12 月 31 日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、6,996 件の利用停止、5,453 件の強制解約等を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」\(平成 19 年 1 月 31 日\)」](#)にアクセスしてください。

金融行政アドバイザー連絡会議の開催について

金融庁は、平成 19 年 1 月 18 日、金融行政アドバイザーから金融行政に関する意見を頂戴するため、金融行政アドバイザー連絡会議¹を開催しました。

本連絡会議においては、各財務（支）局及び沖縄総合事務局から金融行政アドバイザーの代表者 1 名、計 11 名にお集まりいただき、「地域密着型金融への取組み」を議題として当庁五味長官ほか出席の下開催したもので、金融行政に関する様々なご意見等を頂戴しました。

（参考 1）金融行政アドバイザー制度

国民から、広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握、収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的とするものです。

金融行政アドバイザーの皆様からは、

- ・ 地域密着型金融の取組みを広く利用者に分かりやすく周知する必要がある。
- ・ 地域密着型金融の推進のためには人材育成が重要であり、産学連携や外部人材の活用などにより目利き能力の向上を図る必要がある。
- ・ 地域の特性や、融資先の業態・規模を踏まえた取組みが重要。
- ・ 中小・零細企業への対応がまだ十分ではなく、取組みを進めていくことが重要。
- ・ 総合口座の開設や、投資信託などのリスクを伴う金融商品の販売に当たっては、金融機関は顧客に対し十分に説明する必要がある。
- ・ 地域密着型金融への取組みは評価できるものであり、行政は今後も継続して行うことが必要。

¹ 年 1 回、金融庁に金融行政アドバイザーの代表者にお集まりいただき、金融庁幹部に対し金融行政に対する意見を述べて頂くものです（今回が二回目）。

- ・ 地方公共団体や他の行政機関と連携した取り組みが必要。
- ・ 高齢化社会の進展、金融機関の取扱商品の多様化を踏まえ、金融経済教育の推進が重要。などの意見が寄せられました。

今般寄せられた金融行政アドバイザーからの意見等につきましては、本年4月以降の地域密着型金融の推進の枠組みを検討していく際に、貴重なご意見として活用させていただくこととしております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融行政アドバイザー連絡会議について」\(平成19年1月29日\)](#)にアクセスしてください。

平成18年9月期における不良債権の状況（ポイント）について

金融庁では、平成19年1月25日、平成18年9月期の不良債権の状況について公表しました。以下、平成18年9月期の不良債権の状況についてご説明します。

平成18年9月期の全国銀行の不良債権残高（金融再生法開示債権ベース）は12.3兆円となり、平成18年3月期の13.4兆円と比べて▲1.0兆円の減少となりました。

不良債権比率¹についてみると、主要行、地域銀行、全国銀行とも平成18年3月期に比べて低下し、いずれも金融再生法開示債権の公表を開始（平成11年3月～）して以来最低の水準となりました。

	16/3	17/3	18/3	18/9
主要行	: 5.2%	→ 2.9%	→ 1.8%	→ 1.5%
地域銀行	: 6.9%	→ 5.5%	→ 4.5%	→ 4.4%
全国銀行	: 5.8%	→ 4.0%	→ 2.9%	→ 2.7%

特に主要行の不良債権比率は、「金融再生プログラム」（平成14年10月）における不良債権比率の半減目標²を達成した後も着実に低下しており、18年3月期の1.8%から1.5%に低下しています。

また、地域銀行の不良債権比率についても、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に向けた取り組みが着実に進展する中、18年3月期の4.5%から4.4%となり、低下トレンドが継続しています。

金融庁としては、引き続き金融機関のリスク管理態勢を適切に把握する等により、不良債権問題が再び発生するといった事態に陥らないよう万全を期してまいります。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「18年9月期における不良債権の状況等（ポイント）\(平成19年1月25日\)」](#)または「所管金融機関の状況（状況の一覧へ）」から[「不良債権の状況等（平成18年9月期\(平成19年1月25日\)」](#)にアクセスしてください。

¹ 不良債権比率（＝不良債権（金融再生法開示債権）／総与信額）

² 平成16年度（平成17年3月期）には、主要行の不良債権比率を平成14年3月期（8.4%）の半分程度に低下させるという目標。

主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な 監督指針の一部改正について

1. はじめに

金融庁は、平成19年1月23日、ATMシステム及びインターネットバンキングのセキュリティ対策に関し、[「主要行及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）」](#)を改正しました。本コーナーにおいては、監督指針改正の経緯及び概要について説明させていただきます。

2. 監督指針改正の経緯

当庁においては、ATMを巡る犯罪が多発したこと等を踏まえ、平成18年3月、警察庁や各金融関係団体を交えて[「情報セキュリティに関する検討会」](#)を設置しました。

同年3月から6月にかけて開催された検討会では、金融機関のATMシステム及びインターネットバンキングの情報セキュリティについて、犯罪手口や想定しうるリスクに関する詳細な情報を国内外の事例から網羅的に収集し、各種セキュリティ対策の有効性の検証を行い、検討結果を各金融機関に周知するとともに、その概要を公表しました。今般の監督指針の改正は、検討会における検討結果を反映させるために実施したものです。

なお、平成18年12月15日から平成19年1月15日までの間、パブリックコメントに付し、1月23日にお寄せいただいたご質問に回答するとともに、原案のまま適用することとしました。

3. 改正の概要

今般の監督指針の改正は、ATMシステム及びインターネットバンキングのセキュリティ対策に係る監督上の着眼点等を明記したものであり、主な改正内容は以下のとおりです。

(1) 内部管理態勢について

- 自らの顧客や業務の特性に応じた検討を行った上で必要な態勢整備に努めているか。
- リスク分析、セキュリティ対策の策定・実施、対策の効果の評価・見直しからなる、いわゆるPDCAサイクルが機能しているか。

(2) セキュリティの確保について

- 体制構築時、利用時、被害発生時などの各段階におけるリスクを把握した上で自らの顧客や業務の特性に応じた対策を講じているか。
- 個別の対策を場当たりに講じるのではなく、セキュリティ全体の向上を目指しているか。
- 本人認証については、個々の認証方式の各種犯罪手口に対する強度を検証した上で、取引のリスクに見合った適切な認証方式を選択しているか（インターネットバンキング）。

(3) 顧客対応について

- 顧客への周知が必要な場合、速やかに周知できる体制を整備するなど、被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。
- 顧客自らが早期に被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。
- 不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか（インターネットバンキング）。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正について」（平成19年1月23日）](#)にアクセスしてください。

IOSCO 国際コンファレンスの東京開催について

IOSCO 国際コンファレンスが、本年 11 月 8 日（木）及び 9 日（金）の日程で、東京にて開催されます。[IOSCO（証券監督者国際機構）](#)とは、世界の 116 カ国・地域の 182 の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関で、証券監督に関する原則や指針等の国際的なルールの策定などを行っています。

IOSCO では、民間金融セクターとの交流を促進することを目的に、2004 年から世界の主要な金融センターで国際コンファレンスを開催しています。第 1 回はニューヨーク、第 2 回はフランクフルトで開催され、昨年のロンドンでは、規制当局者や証券会社・銀行・運用会社などの経営幹部が約 370 名参加しました。

この国際コンファレンスは、証券行政のあり方や、その時々タイムリーな金融・資本市場の話題について意見交換を行う場であり、昨年のロンドンでは、資産運用に対する規制の課題、監査・会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）の行方、クロスボーダー化する市場・取引所に対する規制のあり方などについて、活発な議論が行われました。

今回、このような大規模な国際コンファレンスをホストすることは、金融庁発足以来初めてであり、今後、わが国が国際金融センターとしてのプレゼンスを高めていくうえでも、このコンファレンスを成功させることは重要と考えております。

金融庁では、コンファレンスの開催に向けての準備を本格化させるべく、先月 1 月 22 日に、総務企画局総務課内に「国際コンファレンス準備室（室長：総務課国際室黒澤企画官）」を設置しました。

※ 詳しくは金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「IOSCO 国際コンファレンスの東京開催について」（平成 19 年 1 月 22 日）](#)にアクセスしてください。

平成 18 年 11 月に実施した「中小企業金融モニタリング」の 取りまとめ結果の公表について

「中小企業金融モニタリング」は、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、財務局・財務事務所職員が、商工会議所等、日本公認会計士協会地域会及び税理士会の協力を得て、各地域における中小企業から見た中小企業金融の実情等についての的確に把握するために四半期毎に実施しているものです。

今般、18 年 11 月に実施した中小企業金融モニタリングの結果を当庁において以下のとおり取りまとめ、公表しました。

今回の調査結果について俯瞰してみると、

- ① 地域毎にばらつきは見られるものの、全地域において「積極的である」、「やや積極的である」との意見が概ね 6 割～7 割を占めています。また、「消極的である」、「やや消極的である」との意見は全地域において概ね 1 割を下回っています。
- ② また、中小企業金融の実情については、金融機関による融資先の選別が厳格であるなど融資姿勢が消極的といった意見も聞かれるが少数であり、各金融機関において、担保・保証に過度に依存しない融資など前向きな動きが着実に拡大しているとの意見が多く見られます。

金融庁としては、今後とも本モニタリングを通じて中小企業金融の現場の声を積極的に把握するとともに、得られた情報について、金融機関の検査・監督の実施に当たり重要な情報として活用するなど、中小企業金融の円滑化に向けて引き続き努力していきます。

1. モニタリング聴取先について

全国 47 都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会等の経営相談に携わる者、税理士、公認会計士 422 人（269 団体）からヒアリングを行いました。

団体先	聴取人数(団体数)
商工会議所	168人(83)
商工会	118人(104)
商工会連合会	44人(15)
税理士会	39人(31)
中小企業団体中央会	22人(12)
日本公認会計士協会	26人(21)
商工会議所連合会	4人(2)
中小企業家同友会	1人(1)
合計	422人(269)

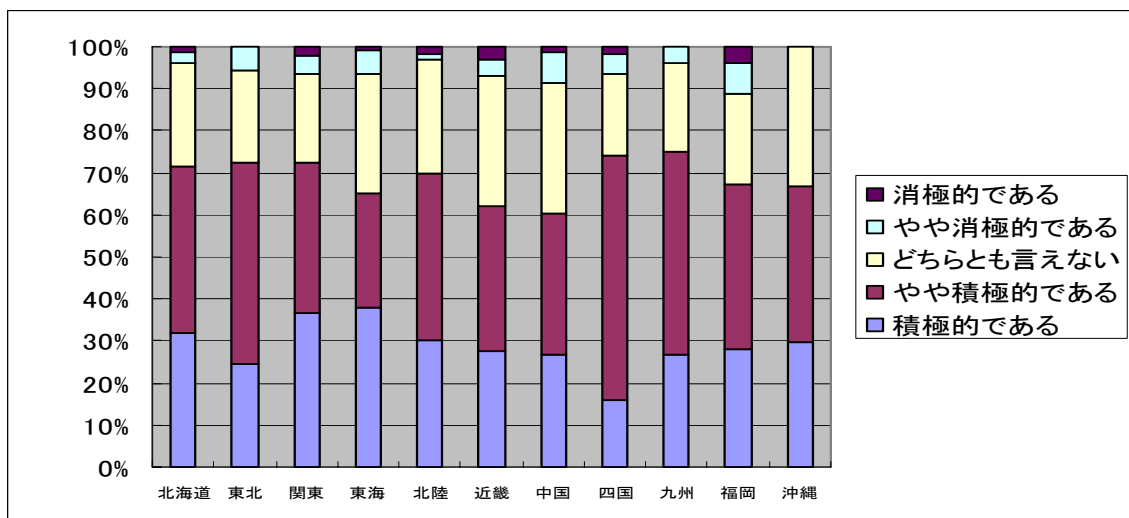
(注) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではないため、ヒアリング対象数、対象先が調査実施毎に異なる場合があります。

2. ヒアリング結果概要

(1) 「中小企業金融に関する最近3ヶ月間の貸出動向について」のヒアリング結果概要

① 地域毎の概要

地域毎にばらつきは見られるものの、全地域において「積極的である」、「やや積極的である」との意見が概ね6割～7割を占めています。また、「消極的である」、「やや消極的である」との意見は全地域において概ね1割を下回っています。



② 業態毎の概要

最近3ヶ月の動向	主要行	地方銀行 第二地方銀行	信用金庫 信用組合	政府系金融機関	全体					
1 積極的である	50	23.9%	96	24.1%	121	31.2%	161	39.9%	428	30.6%
2 やや積極的である	69	33.0%	158	39.6%	158	40.7%	154	38.1%	539	38.5%
3 どちらとも言えない	69	33.0%	118	29.6%	86	22.2%	74	18.3%	347	24.8%
4 やや消極的である	13	6.2%	19	4.8%	18	4.6%	13	3.2%	63	4.5%
5 消極的である	8	3.8%	8	2.0%	5	1.3%	2	0.5%	23	1.6%
合計	209	100.0%	399	100.0%	388	100.0%	404	100.0%	1400	100.0%

(注1) 当モニタリングは毎回同じ訪問先に調査を行うといった定点観測ではありません。

(注2) 上記表は、有効回答の内訳を表したものです。無回答及び不明は含まれておりません。

このため、聴取人数と意見の合計数は一致しません。

上記表の「4 やや消極的である」・「5 消極的である」を選択したものの理由

上記4・5の理由	主要行		地方銀行 第二地方銀行		信用金庫 信用組合		政府系金融機関		全体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
新規融資姿勢関連	10	33.3%	5	15.6%	10	37.0%	5	29.4%	30	28.3%
担保・保証関連	4	13.3%	9	28.1%	5	18.5%	6	35.3%	24	22.6%
金利関連	4	13.3%	0	0.0%	3	11.1%	0	0.0%	7	6.6%
融資条件関連	6	20.0%	12	37.5%	3	11.1%	4	23.5%	25	23.6%
審査手続関連	3	10.0%	4	12.5%	3	11.1%	0	0.0%	10	9.4%
その他	3	10.0%	2	6.3%	3	11.1%	2	11.8%	10	9.4%
合計	30	100.0%	32	100.0%	27	100.0%	17	100.0%	106	100.0%

(注) 一つのヒアリング先から複数の意見が寄せられることもあるため、上記4・5の合計回答件数(86件)と上記表の全体の合計回答件数(106件)は一致しません。

(2) 「中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について」のヒアリング結果概要

➤ 中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について以下の10項目を聴取しました。

① 融資姿勢に関するもの	⑥ 相談苦情処理機能に関するもの
② 担保・保証に関するもの	⑦ 金融機関の資質・能力に関するもの
③ 経営指導に関するもの	⑧ 融資の際の審査期間に関するもの
④ 創業・再生支援に関するもの	⑨ 金利に関するもの
⑤ 融資の際の説明態勢に関するもの	⑩ その他

(注) 今回ヒアリングより、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」に即した実情をきめ細かく把握する目的から、「⑥ 相談苦情処理機能に関するもの」に関するヒアリングを新たに実施しています。

➤ 各項目に寄せられた主な意見は以下のとおりです。

(注) 主な意見における()内は、意見を収集した財務局名を指しておりますが、同一財務局において多様な意見を収集しており、それぞれの意見を抜粋して記載しています。

① 融資姿勢

- ・ 地方公共団体における制度融資や、商工会議所及び信用保証協会と提携した制度融資を活用するなど、融資姿勢は積極的である(全地域)。
- ・ 支店長等が企業訪問を行い情報収集に努めるなど、新規取引先の開拓を積極的に行っている(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ リテール向け融資を重視する姿勢が顕著であるほか、経営者の方針や経営内容を把握しようとする姿勢が認められるなど、中堅・中小企業向け融資への積極的な取組みがみられる(北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ 金融機関による融資先の選別は依然として厳格であるほか、特に運転資金の申し込みについては審査で減額されるなど、融資姿勢は消極的である(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。

② 担保・保証

- ・ 担保・保証に対する依存度については、不動産担保を求められる事案が減っているなど、従前より過度に依存していない(北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡)。
- ・ 信用保証協会の制度変更により第三者保証が原則不要の融資の利用が引き続き増えているほか、スコアリング・モデル(企業業績を定量分析し、算出された信用リスクに基づき融資可否を判定)を用いた金融商品を推進するなど、無担保・無保証の金融商品が増加している(全地域)。
- ・ 新規融資の申し込みに当っては担保・保証がないと融資を受けられないほか、プロパー融資については担保不足を理由に謝絶されるなど、依然として担保・保証に依存した融資

姿勢が見られる（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。

③ 経営指導

- ・ 経営相談の専門窓口を設置するほか、行員等による資格取得（中小企業診断士）に取り組み、地域の中小企業を育成しようとする姿勢が見られるなど、融資先に対する経営指導に積極的に取り組んでいる（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 融資相談において決算書作成や在庫管理に関与するほか、経費節減のためのアドバイスや取引業者の紹介をするなど、踏み込んだ経営指導を行っている（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、福岡、沖縄）。
- ・ 債権保全・回収に重点が置かれ経営指導にまで至っていないほか、金融機関において人的な余裕がなく具体的な実績が見えてこないなど、積極的な経営指導は行われていない（全地域）。
- ・ 金融機関では経営指導の専担部署を設置しているものの、人員不足から、融資先の債務者区分が確実に上方遷移する先や、要管理先債権を有する債務者への経営指導が優先され、経営指導を必要としている融資先に手が回っていないなど、経営指導のための体制が整っていない（北海道、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、福岡）。

④ 創業・再生支援

- ・ 創業支援を目的とした制度資金を活用するほか、金融機関が融資先である旅館等地元取引先企業の再生を援助するなど、創業・再生支援について積極的に取り組んでいる（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄）。
- ・ 経営改善計画に基づく指導や、債権売却・営業譲渡・会社分割等の手法により支援を行う事例が見られるなど、金融機関が積極的に再生計画を立案している（北海道、東北、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州）。
- ・ 再生支援については、企業の業績が悪化した際に担保保全や債権回収を優先する傾向があるほか、創業支援については、企業からの創業支援の相談に対して実績を見てから判断するという対応にとどまっているなど、積極的な創業・再生支援は行われていない（全地域）。
- ・ 金融機関においては、創業・再生支援に関する知識が不足しているほか、支援に関するノウハウが蓄積されていないなど、創業・再生支援を実行する能力は不十分である（北海道、東北、関東、北陸、近畿、四国）。

⑤ 融資の際の説明態勢

- ・ 相手が理解しやすいようにパンフレットを利用するほか、融資先との認識相違がないように融資の条件面について丁寧に説明するなど、十分な説明を行っている（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 説明事項をマニュアルにするほか、社内研修を実施してより厳格な取扱いに努めているなど、組織として説明の充実に向けた取り組みがなされている（関東、北陸、近畿、四国、九州、福岡）。
- ・ 融資条件（金利、返済期間）を一方的に決定されることが多いほか、融資謝絶においても理由の説明がされないなど、説明不足と認められる事案がある（全地域）。

⑥ 相談苦情処理機能

- ・ 相談・苦情処理に関しては、本店に専門のスタッフを配置し、本支店一体となって取り組んでいるなど、処理機能は充実している（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、福岡）。
- ・ 本店の担当部署と支店との連携を強化するほか、相談・苦情処理に関する内部研修を実施することにより再発防止に努めているなど、適切に対応している（関東、東海、近畿、四国、九州、福岡）。
- ・ 融資の条件変更について、金融機関に対して相談しても話を聞くだけに留まるほか、苦

情内容が現場から本店まで伝達されないなど、解決に結びつかない（北海道、東北、東海、北陸、四国、福岡）。

⑦ 金融機関の資力・能力

- ・ 創業支援、資産運用など、種々の専門部署を設置し専門家を養成するなど、組織としての積極的な取組みが見られる（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 他の金融機関と連携して、複雑な金型加工など高度な技術力に対する評価を実施するほか、企業回りに注力して相手企業をよく把握し、財務内容や経営者の資質も見ながら融資を行うなど、金融機関の目利き能力は高まっている（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 支店においては、決算書を理解する力が弱いため、単純にスコアリング・モデルの結果で融資可否の判断をしていると思われるなど、職員の資質能力向上のための取組みが不十分である（北海道、関東、東海、近畿、中国、四国、福岡、沖縄）。
- ・ 中小企業の実態や資金需要に対する理解が不足しているほか、担保や個人保証、過去の決算実績に過度に依存しており、企業の将来性や経営者の資質等を殆ど考慮しない場合が多いなど、金融機関における目利き能力は不十分である（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州）。

⑧ 融資の際の審査期間

- ・ 融資の相談から決定までのプロセスが迅速化しているなど、融資の際の審査期間について問題は見られない（北海道、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡、沖縄）。
- ・ 融資の際の審査期間については、スコアリング・モデルに基づいた融資を活用するほか、審査期間の目標を5営業日以内と設定するなど、審査期間の短期化への取組みが見られる（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、九州、福岡）。
- ・ 融資の際の審査期間については、案件にもよるが、全般的に長く、支店決裁で1ヶ月以上要した事例もあるなど、審査期間は短くなっていない（北海道、東北、関東、近畿、中国、福岡、沖縄）。

⑨ 金利

- ・ 金利の水準については、概ね妥当であるとの認識が見られる（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 融資先に対する金利設定については、金融機関が独自に開発した信用格付けに応じた金利を適用しており、客観的な根拠もあるなど、金利水準の公平性・妥当性が認められる（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。
- ・ 中小企業の利益率が3%程度であるのに対して、貸出金利が6～7%の水準では（利払いが期間利益を吸収してしまうことから）業績回復も図れず、設備投資も実行出来ないなど、金利水準が高いとの意見が寄せられている（北海道、東北、関東、北陸、中国、九州、福岡、沖縄）。

⑩ その他

- ・ （信用保証協会による保証付融資について、金融機関にも代位弁済額の一部を負担させる制度へ変更するとの報道を受け）制度変更が実行された場合、金融機関が貸出金利を引き上げたり、貸出姿勢を停滞させるなどの動きが生じ、企業の円滑な資金調達に支障が出ないか懸念しているなどの意見が寄せられている（北海道、東北、近畿、中国）。
- ・ 金融機関が徴収する各種手数料について、最近の一部に振込手数料を無料にする等の動きが出てきたが、依然として振込手数料や両替手数料を取りすぎであるなどの意見が寄せられている（北海道、東海、九州）。
- ・ 地場産業は地域にとって必要な産業であり、地域金融機関が主導的に地場産業を生き残らせる、活性化する取組みを望んでいる（北陸）。
- ・ 在庫等を対象とした動産担保融資を積極的に推進して欲しい（関東）。

- ・ 担保設定の解除について、金融機関が担保に設定した抵当権の抹消手続きをなかなかしてくれず、他の金融機関からの新規融資に当り担保を提供できずに融資謝絶となった案件がある（四国）。
- ・ 政府系金融機関の統廃合については、（現状、制度設計について議論中だが）急減な方向転換等あればその対応に苦慮することが懸念されるので、慎重に行って欲しい（九州）。
- ・ 支店の統廃合により、地元利用者の利便性が大きく損なわれている（福岡）。
- ・ 担保付融資については実行するものの、業務改善や経営指導にはあまり積極的に取り組んでないと感じられる（沖縄）。

(3) 「中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例について」のヒアリング結果概要

- ・ 中小企業金融モニタリングでは、中小企業金融の円滑化策の浸透を示す事例として、毎回、検査・監督に関する特定のテーマを設定し調査を行っています。
- ・ 今回の質問調査事項とそれに対する主な意見は、以下のとおりです。

金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」（改訂版）の中小企業への浸透状況について

【寄せられた主な意見】

- ・ 商工団体、経営指導員等の関係機関においては、マニュアル別冊の内容が浸透してきているが、中小企業者へは、浸透しているとは思えない。
- ・ マニュアル別冊の策定時と比べ、資金調達に苦勞することが少なくなっている環境下においては、関心も薄いのではないか。
- ・ 中小零細企業においては、マニュアル別冊の利用方法が良く分からないところも多いので、その点が分かれば興味を示すと思われる。
- ・ 事例や Q&A を充実し、専門用語・活字を極力使用せず読みやすいリーフレットにした方が良いと思われる。

3. 「中小企業金融モニタリング」の活用状況について

(1) ヒアリングの実施

中小企業金融モニタリングで得られた個別金融機関に関する情報を活用し、当該金融機関の対応方針、態勢面等についてヒアリングを行いました。

(2) 意見交換会における要請（金融庁での活用）

金融庁幹部と業界団体代表者の意見交換会（毎月開催）等において、中小企業金融モニタリングで得られた事例について紹介しています。具体的には、事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資を含む健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化や、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた、顧客の理解と納得を得るような十分な説明の実施、[金融検査マニュアル別冊](#)の周知等について要請を行っています。

(3) 地域金融円滑化会議の活用等（財務局等での活用）

都道府県毎に設置し、半期毎に開催している「地域金融円滑化会議」（金融当局、中小・地域金融機関及び関係業界団体から構成）や、財務局幹部等と金融機関代表者との面談など諸々の機会を通じて、顧客への説明態勢の整備や相談・苦情処理機能の強化について注意喚起を行うとともに、中小企業金融の円滑化に向けた取組みの要請を行っています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「18年11月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について」（平成19年1月19日）](#)にアクセスしてください。

第 123 回自動車損害賠償責任保険審議会について

平成 19 年 1 月 17 日（水）に第 123 回自動車損害賠償責任保険審議会が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果等について審議が行われました。

本来の自賠責保険料である基準料率については、料率検証結果を踏まえ改定の必要はないものとされました。他方、14 年度から 19 年度の間、特別会計より交付されている保険料等充当交付金が 17 年度から段階的に減額されています。したがって 19 年 4 月以降の実際の契約者負担額は、例えば自家用乗用車 2 年契約の場合、現行の 30,680 円から 30,830 円（+150 円、+0.5%）になります。

1. 自賠責保険の料率検証結果について

本来の自賠責保険料である基準料率については、その料率の適正を確保するため、損害保険料率算出機構が毎年その妥当性の検証を行い、検証結果を金融庁長官に報告をすることとなっています。金融庁長官は、その検証結果を当審議会に報告します。検証の結果、基準料率が妥当でないとは判断される場合には、基準料率¹の改定を行うこととなります。

今回、損害保険料率算出機構から報告された料率検証の結果、18 年度、19 年度の予定損害率は 99.4%となりました。17 年 4 月の料率改定時における予定損害率 106.9%との乖離幅は、それぞれ ▲7.0%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされました。

契約年度	平成 18 年度	平成 19 年度
前回（平成 17 年 4 月）改定時予定損害率	106.9%	
検証結果損害率	99.4%	99.4%

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

※ 平成 17 年 4 月の基準料率改定経緯については、金融庁ホームページの[「アクセス F S A 第 27 号（2005 年 2 月 25 日）」](#)にアクセスしてください。

2. 19 年度の自賠責保険料の契約者負担額について

14 年度から 19 年度の間自賠責保険を契約する自動車ユーザーが実際に負担する契約者負担額は、基準料率から保険料等充当交付金（以下「交付金」という。）を控除した金額を負担することとなっています。

これは、政府再保険の廃止（平成 13 年度末）に伴い、14 年度から 19 年度までの間に効力を生じる自賠責保険又は共済契約について、特別会計より交付金が交付されていることによるものです。なお、17 年度から毎年度、交付金額は残高に応じて段階的に減額されることとなっています。

このため、例えば自家用乗用車 2 年契約の場合、19 年 4 月以降も現行基準料率は 31,730 円と据え置かれることとなりますが、実際の契約者負担額は現行の 30,680 円から 30,830 円となります。詳しくは別紙を参照ください。なお、交付金は、平成 19 年度予算の成立により正式に決定されますので、それまでは見込み額ということになります。

¹ 基準料率とは、損害保険料率算出団体が算出する保険料率の一つです。損害保険料率算出団体の会員である保険会社は、損害保険料率算出団体が算出した基準料率を自社の保険料率として使用するという届出の手続きをすれば、保険業法に基づいた認可を取得したものとみなされます。現在は、損害保険料率算出機構が自賠責保険の基準料率を算出しており、自賠責保険を取り扱っている全ての保険会社がこれを使用しています。

・契約者負担額の例【離島以外の地域（沖縄県を除く。）】

		自家用乗用車			軽自動車(検査対象車)		
		基準料率	保険料等充当交付金	契約者負担額	基準料率	保険料等充当交付金	契約者負担額
		A	B	C = A - B	D	E	F = D - E
12 か月契約 (1年契約)	現行	18,470円	530円	17,940円	15,420円	410円	15,010円
	改定		450円	18,020円		350円	15,070円
	改定額	—	△ 80円	+ 80円	—	△ 60円	+ 60円
	改定率	—	△ 15.1%	+ 0.4%	—	△ 14.6%	+ 0.4%
24 か月契約 (2年契約)	現行	31,730円	1,050円	30,680円	25,690円	810円	24,880円
	改定		900円	30,830円		690円	25,000円
	改定額	—	△ 150円	+ 150円	—	△ 120円	+ 120円
	改定率	—	△ 14.3%	+ 0.5%	—	△ 14.8%	+ 0.5%
36 か月契約 (3年契約)	現行	44,720円	1,550円	43,170円	35,750円	1,200円	34,550円
	改定		1,330円	43,390円		1,030円	34,720円
	改定額	—	△ 220円	+ 220円	—	△ 170円	+ 170円
	改定率	—	△ 14.2%	+ 0.5%	—	△ 14.2%	+ 0.5%

(注1) 契約者は基準料率から保険料等充当交付金を控除した金額を負担する。

(注2) 平成19年度の基準料率に変更はない。

(参考) 保険料等充当交付金とは？

- ・ 交付金については、国土交通省が予算を所掌しています。13年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益約1兆9,400億円について、その20分の11、約1兆700億円をユーザー還元して保険料負担の軽減を図るために交付金制度が創設されました。この制度に基づき、14年度から19年度末までの6年間の保険契約について予算の範囲内で交付することとなっています。
- ・ 交付金の交付方法は、当初3年間は厚めに交付し、従来の契約者負担額維持に必要な交付金を交付することにより、急激な保険料負担額の増加を防止するという考え方によっています。
- ・ 約1兆700億円のうち、18年度末までに累計約7,600億円を交付金としてユーザーへ還元予定です。また、13年度以前の契約に係る赤字料率分に約1,300億円、14年度以降の再保険金支払総額は予想より増加していることに伴う費用が約1,300億円必要であるため、平成19年度及び20年度に交付可能な総額は、約451億円と見込まれます。19年度の交付金の水準は、総額約376億円を交付される予定です。

3. 20年度以降の自賠責保険料の契約者負担額について

20年度以降に効力が生じる自賠責保険に係る契約者負担額については、19年度中に効力が生じる保険契約分で交付金交付が完了することに伴い、基準料率がそのまま契約者負担額となる見込みです。

4. 諮問事項について

事務局より、金融庁長官から諮問のあった①小型二輪自動車(250cc を超えるバイク)の車検期間延長に伴う基準料率の追加について、及び②自賠責共済規程の一部変更についての説明がなされました。諮問事項について検討した結果、本件諮問を受けた事項についてはいずれも異議はない旨の答申を行うことになりました。

5. 報告事項について

- (1) 自賠責保険診療報酬基準案の実施状況については、現在45都道府県で実施されており、残る2県(山梨・岡山)に対し、早期実施に向けて引き続き協議を行っていくとの報告がありました。また、平成19年度自動車損害賠償保障事業特別会計の運用益及び平成19年度保険会社の運用益の用途等について報告がありました。
- (2) 行革推進法に基づく特別会計の改革に伴い、平成20年度に自動車損害賠償保障事業特別会計

と自動車検査登録特別会計を、車両安全基準の策定から事故防止・被害者救済対策までの総合的な安全対策を実施する自動車安全特別会計として統合等されるとの報告がありました。

- (3) 平成 13 年の自賠法等改正に際し、衆参両院の附帯決議により、改正後 5 年以内に自動車事故対策事業の見直しを行うことが政府に求められたことから、国土交通省内に、「今後のあり方懇談会」が設置されました。平成 18 年 3 月から同年 6 月までに有識者により集中的に見直しの議論が行われ、同年 6 月 30 日に提言がなされた報告書の概要と、それに対する取り組み状況等について報告がありました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「第 123 回自動車損害賠償責任保険審議会の開催について（19 年 1 月 17 日開催）（19 年 1 月 17 日）」](#)、[「第 123 回自動車損害賠償責任保険審議会資料（19 年 1 月 17 日開催）（19 年 1 月 17 日）」](#)にアクセスしてください。

平成19年度に適用する自賠責保険の契約者負担額（保険期間別）

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する契約者負担額

（単位：円、％）

保険期間 車種	12か月（1年契約）					24か月（2年契約）					36か月（3年契約）				
	基準料率 A	現行 契約者負担額 B	改定後 契約者負担額 C	改定額 D=C-B	改定率 E=D÷B	基準料率 F	現行 契約者負担額 G	改定後 契約者負担額 H	改定額 I=H-G	改定率 J=I÷G	基準料率 K	現行 契約者負担額 L	改定後 契約者負担額 M	改定額 N=M-L	改定率 O=N÷L
自家用乗用自動車	18,470	17,940 (530)	18,020 (450)	80 (△80)	0.4 (△15.1)	31,730	30,680 (1,050)	30,830 (900)	150 (△150)	0.5 (△14.3)	44,720	43,170 (1,550)	43,390 (1,330)	220 (△220)	0.5 (△14.2)
自家用小型 貨物自動車	15,920	15,490 (430)	15,550 (370)	60 (△60)	0.4 (△14.0)	26,670	25,820 (850)	25,940 (730)	120 (△120)	0.5 (△14.1)	—	—	—	—	—
小型二輪自動車	12,940	12,630 (310)	12,670 (270)	40 (△40)	0.3 (△12.9)	20,770	20,150 (620)	20,240 (530)	90 (△90)	0.4 (△14.5)	28,440	—	27,650 (790)	—	—
軽自動車 (検査対象車)	15,420	15,010 (410)	15,070 (350)	60 (△60)	0.4 (△14.6)	25,690	24,880 (810)	25,000 (690)	120 (△120)	0.5 (△14.8)	35,750	34,550 (1,200)	34,720 (1,030)	170 (△170)	0.5 (△14.2)
原動機付自転車	7,580	7,580	7,580	0	0.0	10,140	10,140	10,140	0	0.0	12,650	12,650	12,650	0	0.0

- (注1) 契約者負担額欄の（ ）内は保険料等充当交付金の金額であり、契約者は基準料率から保険料等充当交付金を控除した金額を負担する。
(注2) 小型二輪自動車の36か月契約（3年契約）は、平成19年4月1日以降に保険期間の始期を有する契約から適用される。
(注3) 原動機付自転車には保険料等充当交付金が交付されないため、契約者が負担する金額は基準料率と同額となる。
(注4) 保険期間が1年を超える契約の基準料率の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0％の利率で計算して割引いている。

我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループについて

平成19年1月30日、金融審議会金融分科会の下に、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」（座長：池尾和人 慶應義塾大学経済学部教授、メンバー：[別紙](#)）が設置されました。

本スタディグループが設置されることとなった背景には、少子高齢化・グローバル化が進み、人口減少時代の到来を迎える中、一人当たりの所得の向上を図るためには、我が国経済の基礎的インフラである金融・資本市場の利用者利便を更に高めるとともに、金融サービス業を、経済の一層の発展をさせる中核的な産業として位置付けていくことが求められているということがあります。

こうした問題意識の下、本スタディグループにおいては、国際的に魅力ある金融・資本市場の構築に向けて、制度面のみならず人材、専門サービス、インフラ等多岐にわたる課題について、幅広い観点から検討を行うこととしております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「研究会・審議会等」から「[我が国・金融資本市場の国際化に関するスタディグループ](#)」にアクセスしてください。

多重債務者対策本部有識者会議について

平成18年12月に「[貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案](#)」が成立しました。この改正法において、政府は、関係省庁相互の連携強化により、多重債務問題解決のための施策を総合的かつ効果的に推進することとしております（貸金業法附則第66条）。

この多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、同月、内閣官房に[多重債務者対策本部](#)が設置されました（本部長 山本金融担当大臣）。

多重債務者対策本部においては、カウンセリング体制やセーフティネットの充実、金融経済教育の強化、ヤミ金融の徹底した取締りを含む執行体制の強化、改正法の円滑な施行といったテーマについて検討を行い、今春を目途に「多重債務問題改善プログラム（仮称）」を策定することとしております。

その際、多重債務の現状に対する理解とともに、その背景にある社会経済問題への洞察が不可欠であり、専門的な知見と幅広い視野が求められることから、有識者に基本的な方針について議論をしていただき、本部における検討の参考とするため、多重債務者対策本部有識者会議を設置しました。

有識者メンバーは、多重債務問題について議論を重ねてきた「[貸金業制度等に関する懇談会](#)」のメンバーを中心に選定し、座長には引き続き吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授が選出されました。また、会議には関係省庁の課長クラスの担当者も出席し、議論に参加しています。

[多重債務者対策本部有識者会議](#)は、これまで1月29日(月)、2月7日(水)、2月22日(木)の3回開催されています。

第1回会議では、改正貸金業法や本部の検討課題などについて金融庁より説明を行った後、メンバーの皆様にはフリーディスカッションをしていただきました。

第2回会議では、多重債務問題に対し、先進的な取組みを行っている盛岡市消費生活センター、岩手県消費者信用生活協同組合、岩手県弁護士会の担当者をお招きして、その取り組みについて発表していただいた後、メンバーと議論を行いました。

第3回会議では、日本司法書士会連合会から金融教育への取り組み等について発表していただいた後、これまでの2回の会議で出された主な意見について、メンバーの皆様と議論をしていただきました。

なお、会議は公開ですので、どなたでも傍聴していただけます。また、会議資料や議事録は、会議後、金融庁ホームページにて公表されます。これまでの会議の詳細については、金融庁ホームページの「審議会・研究会等」から「[多重債務者対策本部有識者会議](#)」にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々
旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見等](#)」の
コーナーにアクセスしてください。

〔マネロン防止関係〕

**Q：（マネロン防止態勢強化に向け、監督指針を改正するとの発表を
受け）現状、邦銀は対策が不足していたとお考えですか、それとも
個別行の問題として深刻な不備があったとお考えですか。**

A： そもそも我が国金融機関のテロ資金供与、マネーロンダリング防止態勢は、国際的に見
ましても相応の水準にあると考えております。テロ資金供与、マネーロンダリング防止の
ための取組みは、我が国自身に重要な課題となっているだけでなく、国際的にも金融市場の
信頼確保の観点からその重要性は高まっているものと考えております。このような状況を踏
まえ、監督上の着眼点を明確にすることで、金融機関に一層厳格な取組みを求めることが適
当と判断し、監督指針の改正を行うこととしたところです。

【平成19年1月26日（金）閣議後記者会見 抜粋】

〔日興コーディアル関係〕

**Q： 一部報道で過去の利益供与事件で有罪判決を受けた元常務に対
して、日興が報酬を与えていたと言う報道がありますが、大臣の
ご所見をお聞かせください。**

A： この報道の事実を仮に正確なものと仮定しますと、これは長きに亘って負の遺産を継続し
ていたという会社体質、これは問われなければならないと思います。ただ、桑島社長が、こ
うした行為に対して決然と会社体質を変え、さらに法令遵守の観点からこの常務の報酬を支
払うということを終局し、新しい体制に切り替えるというような、いわば負の清算をしよう
とする姿勢は評価に値すると思うように思っております。今後、こうしたことを徹底してい
ただきましてガバナンスを強化し、さらに財務体質や業務の健全性を確保していただきたい
と考えているところであります。

【平成19年1月26日（金）閣議後記者会見 抜粋】

**Q： 日興コーディアルグループが決算を再度訂正するという事態に
なりましたが、今回のこの一連の不祥事について、改めて大臣の
ご所見をお聞かせください。**

A： 特別調査委員会を社内で作られて、その報告がスピーディーに出てこられた、それをまた
包み隠さず開示されたという意味において、私は過去への決別の第一歩ができたというよう
に高く評価をしております。

Q： 特別調査委員会の報告書で、監査法人について、十分に不正を防ぐことができなかったという形で指摘されていますが、金融庁としてどのように対応されていくのか、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 一般論からすれば、監査機能というのを更に高めるために今後何があるべきか、そのひとつに今度の公認会計士法の改正もありますので、この国会の中で審議の中で当然そのことが盛り込まれ、また質問いただき、こちらにも真摯に考えていくというような流れの中で、しっかりとした答えを出していきたいというように思っております。

【平成19年2月2日（金）閣議後記者会見 抜粋】

〔G7関係〕

Q： ドイツのG7で、ヘッジファンド規制について議題にしたいという動きがあるようですが、大臣のご所見をお聞かせください。

A： ファンドにおける世界的な動きは巨大化しておりますし、またその影響力が経済、国際金融システムに与える影響はますます拡大しているということに対しては、各国ともその認識は変わりないと思っております。ただ今日、銀行の健全性を確保するという意味におきましては、いわゆるバーゼルⅡで、特にファンドにおける出資した相手方のファンドにおける評価と言うものも今考えられているところでございますので、システミックリスクの観点から、ファンドの透明性と評価は必ずしも無関係ではありませんので、その意味におけますヘッジファンドについてのあり方というのは、これから少し議論していく必要があると考えております。

【平成19年1月30日（火）閣議後記者会見 抜粋】

Q： G7において、ヘッジファンドの規制について警戒が必要だということで、具体的な措置は盛り込まれませんでした。大臣のご所見をお聞かせください。

A： ヘッジファンドは金融市場の効率性への貢献を評価する見方がございます。また、潜在的なリスクについて警戒する必要性等もございます。今後我が国におきましては金融商品取引法による対応を図ると共に、ヘッジファンドに対し融資等を行う金融機関に対して、検査・監督の中で適切なリスク管理を求めることを考えておりますので、今後のファンドの実態把握のための海外当局・国際機関との連携が重要でありまして、国際的な議論を注視しながら、国内的に適切に対応していきたいと思っております。

【平成19年2月13日（火）閣議後記者会見 抜粋】

〔足利銀行受皿関係〕

Q： 足利銀行の受皿選定について、栃木県知事がいらっしゃって意見を述べられたと思いますが、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 知事、副知事、出納長がいらっしゃって、ご丁寧な要望をいただきました。ご要望は、今

後提出される事業計画書の審査にあたって参考としていきたいと思っております。足利銀行が、受皿への移行後におきましても栃木県を中心とする地域において利用者の信頼を確立し、金融仲介機能を持続可能な形で発揮できるように適切な受皿の選定に向けて努力して参りたいと思っております。

【平成19年2月9日（金）閣議後記者会見 抜粋】

〔三菱東京UFJ銀行関係〕

Q： 金融庁は、三菱東京UFJ銀行に対して、歴代の経営陣が把握しながら特定の企業に対して問題の融資を繰り返していたとして一部業務停止命令を出しましたが、大臣のご所見をお聞かせください。

A： 長期にわたって、こういう反社会的な勢力に対して利便を供与したという点においては非常に残念でありまして、本事案は法人業務を取り扱う営業拠点において長年にわたり引き継がれてきたという事実があります。また、経営陣及び本部が的確に対応を行ってきていないということもございます。また、取引見直しを行うための具体的対応策など、実効性のある改善策も検討されていなかったというようなことを踏まえて、所要の命令を行いました。これは、この株主や債権者や取引先、預金者、或いは一般社会に対して、いわば弱きには強く、強きには弱いような印象を与えるという、特に社会における暴力的な問題へのいわば対抗措置みたいなものがこうした機関にないということに対して、非常に残念な印象を与えますので、強くこうしたことに対する措置をお願いしたということでもあります。

Q： 三菱東京UFJ銀行の経営者の責任についてはどうお考えでしょうか。

A： これは、単に反社会的勢力に対して、経営者限定的に誰かを処分すれば済むという話ではなくて、改善命令の中にあります様に、研修を徹底してもらうということは、すなわち体質を改善してもらう、全体としてみんなで手を合わせて組織的に取り組んでもらうということが大事でありまして、その意味で、反社会的な暴力組織に対抗するのに、逆に経営者だけに限定して何かできるという問題でもないと考えておりますから、この点において研修制度、つまり一人一人がみんなで手を合わせて、スクラムを組んで対抗するという考え方でなければ、無言電話だとか、嫌がらせの付きまといなどに対して、僅かの経営陣だけで対抗するというような種類の措置ではクリアできないというように私は思っておりますので、是非とも全行員挙げて研修に取り組んで、一人一人が反社会的勢力に対して嫌悪感と対抗措置というものを、窓口から全ての手続きの段階において、ビジネスにおいてこうした観点で臨むということを期待しておりますので、経営陣も元よりであります、全行員というように考えております。

【平成19年2月16日（金）閣議後記者会見 抜粋】

【お知らせ】

○ 金融庁ホームページにおける「株券電子化」に関する掲載について

株券電子化が、平成16年6月から5年を超えない範囲、すなわち、平成21年6月までには実施することとされています。具体的には、平成21年1月実施を目標として準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のため、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂けるよう、この度、金融庁ホームページを改訂して、株券電子化の概要や留意すべき点等についての分かり易い説明を掲載致しました。

以下では株券電子化の概要と特にいわゆる「タンス株券」をお持ちの株主にご留意頂きたい点をピックアップします。なお、詳しくは、金融庁ホームページのトピックスから[「株券電子化について」](#)（平成19年2月13日）にアクセスしてください。

1 概要

株券電子化とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

2 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、他人名義となっている場合には、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続を行ってください。**
- ② お持ちの株券がご自分名義となっている場合、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**

なお、上記の証券会社等や[証券保管振替機構](#)における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

○ 「未公開株購入の勧誘」（政府広報オンライン・映像コーナー）について

近年、無登録業者による未公開株購入の勧誘が増加しており、「入金したのに株券を受け取れない。」「近々必ず上場すると言われたのに全く上場しない。」等の被害情報が後を絶たない状況にあります。そこで一般投資家に未公開株購入に係る注意喚起を行うため、政府広報オンライン・映像コーナーに「未公開株購入の勧誘」と題する注意喚起ビデオを掲載しました。内容は、未公開株購入に係る被害事例をドラマ風に映像化(上映時間5分間程度)したものとなっております。

・アクセス方法は次のとおりです。

- ① [政府広報オンラインHP](#) →ピックアップ → [映像コーナー] → ●未公開株購入の勧誘をクリックする。
- ② 金融庁HPトップページ右上の[「未公開株購入の勧誘」](#)のバナーをクリックする。

などの方法があります。

・URLは、http://www.gov-online.go.jp/movie/mv_group/m_mikoukaikabu_wbb.html です。ぜひ、一度ご覧ください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【1月の主な報道発表等】

- 5日(金) [アクセス](#) ・ 株式会社日興コーディアルグループの発行登録追補書類に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
- 11日(木) [アクセス](#) ・ ウイング北陸総合衣料商業協同組合に対する行政処分について（北陸財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 株式会社うつのみやに対する行政処分について（北陸財務局長処分）
- 12日(金) [アクセス](#) ・ 東京プリンシパル証券株式会社に対する行政処分について（関東財務局長処分）
- 15日(月) [アクセス](#) ・ 投資信託委託業者の認可について（セゾン投信株式会社）
[アクセス](#) ・ ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム（第4回）を開催
- 17日(水) [アクセス](#) } ・ 第123回自動車損害賠償責任保険審議会を開催
[アクセス](#) }
[アクセス](#) ・ 投資一任契約に係る業務の認可について（日本バリュー・インベスターズ株式会社）
[アクセス](#) ・ 投資一任契約に係る業務の認可について（BFCアセットマネジメント株式会社）
- 18日(木) [アクセス](#) ・ 地域銀行の平成18年度中間決算の概要（更新）（暫定集計値）
[アクセス](#) ・ 「貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリックコメントの結果について」の一部修正について
- 19日(金) [アクセス](#) ・ 18年11月に実施した「中小企業金融モニタリング」の取りまとめ結果の公表について
[アクセス](#) ・ 熊本中央信用金庫に対する行政処分について（九州財務局長処分）
- 22日(月) [アクセス](#) ・ IOSCO国際コンファレンスの東京開催について
- 23日(火) [アクセス](#) ・ 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正について
[アクセス](#) ・ 東洋ファクタリング株式会社に対する行政処分について（関東財務局長処分）
- 24日(水) [アクセス](#) } ・ 第4回 足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループを開催
[アクセス](#) }
- 25日(木) [アクセス](#) ・ 金融審議会委員の任命について
[アクセス](#) ・ 18年9月期における不良債権の状況等（ポイント）
- 26日(金) [アクセス](#) ・ 郵政民営化の更なる推進に向けた指示について
[アクセス](#) ・ 株式会社福島銀行に対する行政処分について（関東財務局長処分）
[アクセス](#) ・ 随意契約見直し計画について
[アクセス](#) ・ テロ資金供与・マネーロンダリング防止に係る主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表等について（パブリックコメント）
- 29日(月) [アクセス](#) ・ 多重債務者対策本部有識者会議第1回を開催
[アクセス](#) ・ 金融行政アドバイザー連絡会議について
[アクセス](#) ・ ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム（第5回）を開催
- 30日(火) [アクセス](#) ・ 投資信託委託業者の認可について（株式会社フィスコアセットマネジメント）
[アクセス](#) } ・ 第21回金融審議会総会・第9回金融分科会を開催
[アクセス](#) }
[アクセス](#) ・ 第1回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループを開催

- 31日(水)
- [アクセス](#) ・ 足利銀行の受皿候補に対する事業計画書の提出の要請について
 - [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について
 - [アクセス](#) ・ 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表について
 - [アクセス](#) ・ 三菱UFJ証券株式会社に対する行政処分について
 - [アクセス](#) ・ 企業会計審議会 第16回内部統制部会を開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。